

○申請書類記入チェックリスト

	チェック欄	
①	<input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか？
②	<input type="checkbox"/>	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書に貼付しましたか？
③	<input type="checkbox"/>	申請書の裏面に収入印紙1,500円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）

申請書に必要な事項を全て記載し、貼付書類が揃ったなら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの			
	チェック欄	添付書類	備考
①	<input type="checkbox"/>	免許試験合格通知書（原本）	免許試験合格通知書を紛失した場合は、免許試験を受けた安全衛生技術センターに連絡し、再交付を受けて下さい。
②	<input type="checkbox"/>	専用の免許証送付用封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行センターで申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）
③	<input type="checkbox"/>	免許証送付用切手392円分（※）	②の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）平成26年4月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。

○該当する場合に添付するもの

	チェック欄	添付書類	必要となる場合
④	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。	◎労働安全衛生法関係の免許を持っている場合 ※免許証を紛失している場合は再交付の手続きも必要です（7～8ページ参照）。 新規免許申請書とあわせ、免許証再交付申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※氏名、本籍を変更した場合は、書替の手続きも必要です（9～10ページ参照）。 新規免許申請書と合わせ、免許証書替申請書の提出先（1ページ参照）に提出して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、あるいは発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働局又は労働基準監督署で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続きについては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。詳しくは16ページを参照して下さい。
⑤	<input type="checkbox"/>	所持免許申告欄（14ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。
⑥	<input type="checkbox"/>	戸籍抄本	◎労働安全衛生法関係の免許を持っていない場合で、受験申請後、氏名が変更になった場合。
⑦	<input type="checkbox"/>	戸籍抄本又は本籍地が記載された住民票の写し	◎労働安全衛生法関係の免許を持っていない場合で、受験申請後、本籍地が変更になった場合。
⑧	<input type="checkbox"/>	住民票、自動車運転免許証の写し等	◎受験申請後、住所が変更になった場合。
⑨	<input type="checkbox"/>	実務経験等を証明する書類（15ページ参照）	◎特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許及び林業架線作業主任者免許を申請する場合。
⑩	<input type="checkbox"/>	在留カードの写し（氏名にフリガナを記載して下さい。）	◎外国籍の場合